

社会福祉法人同人会社会福祉法人同会個人情報保護に関する規則新旧対象表(案)

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">社会福祉法人同会個人情報保護に関する規則</p> <p>第1条 この規則は、<u>社会福祉法人同会定款施行細則</u>（以下「<u>定款細則</u>」という。）<u>第24条</u>に規定する施設等及び<u>社会福祉法人同会定款第4条</u>に規定する法人事務所（以下「<u>施設等</u>」という。）が、収集、保有及び利用する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、個人情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、個人情報の適正な保護に関する社会的責任を果たすことを目的とする。</p> <p>第2条</p> <p>3 この規則において「<u>役職員</u>」とは、<u>定款第5条第1項</u>に規定する役員、<u>同第13条第1項</u>に規定する評議員及び社会福祉法人同会就業規則（以下「<u>就業規則</u>」という。）<u>第3条第1項</u>に規定する職員（以下「<u>職員</u>」という。）をいう。</p> <p>第4条</p> <p>2 ボランティア、実習生等の<u>就業規則第3条</u>に規定されていない者に対しては、この規則の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求める。</p> <p>第5条 社会福祉法人同会（以下「<u>法人</u>」という。）としての個人情報の保護に関する取組の計画策定及び進行管理は、<u>定款細則第21条第1項</u>に規定する常任役員会（以下「<u>常任役員会</u>」という。）で行う。</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人同会個人情報保護に関する規則</p> <p>第1条 この規則は、<u>社会福祉法人同会組織及び管理規則</u>（以下「<u>組織及び管理規則</u>」という。）<u>第3条第1項</u>に規定する施設等及び同規則<u>第11条第1項</u>に規定する法人事務局（以下「<u>施設等</u>」という。）が、収集、保有及び利用する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、個人情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、個人情報の適正な保護に関する社会的責任を果たすことを目的とする。</p> <p>第2条</p> <p>3 この規則において「<u>役職員</u>」とは、<u>社会福祉法人同会定款</u>（以下「<u>定款</u>」という。）<u>第5条</u>に規定する評議員、<u>定款第6条第1項</u>に規定する評議員選任・解任委員会委員、<u>定款第17条第1項</u>に規定する役員、<u>社会福祉法人同会サービス向上委員会設置運営規則第7条</u>に規定する<u>第三者委員</u>及び社会福祉法人同会就業規則（以下「<u>就業規則</u>」という。）<u>第3条第1項</u>に規定する職員（以下「<u>職員</u>」という。）をいう。</p> <p>第4条</p> <p>2 ボランティア、実習生等の<u>役職員以外の者</u>に対しては、この規則の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求める。</p> <p>第5条 社会福祉法人同会（以下「<u>法人</u>」という。）としての個人情報の保護に関する取組の計画策定及び進行管理は、<u>社会福祉法人同会組織及び管理規則</u>（以下「<u>組織及び管理規則</u>」という。）<u>第13条第1項</u>に規定する常任役員会（以下「<u>常任役員会</u>」という。）で行う。</p>

第6条

2 個人情報保護責任者は、社会福祉法人同仁会管理規則第4条第1項に規定する施設長、定款細則第26条の2第2項に規定するゆうゆう館長及び定款細則第27条第2項に規定する事務長（以下「施設長等」という。）をあてる。

第7条

2 個人情報管理者は、個人情報保護責任者が当該施設等の就業規則第3条第3項に規定する企画職員の中から指定する。

第9条 役職員は、この規則及び個人情報管理に関する規則等を遵守しなければならない。退任又は退職後においても同様とする。

第10条

3 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、施設長会議の承認を得て、あらかじめ変更後の利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

第6条

2 個人情報保護責任者は、組織及び管理規則第5条第1項に規定する施設長、組織及び管理規則第5条第4項に規定するゆうゆう館長及び組織及び管理規則第11条第1項に規定する事務長（以下「施設長等」という。）をあてる。

第7条

2 個人情報管理者は、個人情報保護責任者が当該施設等の職員の中から指定する。

第9条 役職員は、この規則及び関係法令等を遵守しなければならない。退任又は退職後においても同様とする。

第10条

3 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、常任役員会の承認を得て、あらかじめ変更後の利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

付 則

この規則は、平成30年11月20日から施行する。